

## 東亜大学動物実験指針

### 第1 目的

この指針は、東亜大学（以下「本学」という。）における動物実験等に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号。以下「法」という。）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）に定めるもののほか、本学において動物実験等を行う際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物愛護の観点からも適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

### 第2 適用範囲

1. この指針は、本学において行われるほ乳類を用いる実験に適用する。
2. ほ乳類以外の動物を実験に用いる場合においても、この指針の規定を準用する。

### 第3 東亜大学動物実験委員会

1. この指針の適正な運用を図り、動物実験の立案、実施等に関して、指導、監督、助言等を行うため、東亜大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。
2. 動物実験委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4 実験動物管理者

本学における実験動物及び飼養保管室の管理を行うため、実験動物管理者（以下「管理者」という。）を置く。管理者は、学長が本学教授又は准教授の中から任期を定めて委嘱する。

### 第5 動物実験実施者の遵守事項

1. 動物実験実施者（以下「実施者」という。）は、別に定める「動物実験における倫理の原則」に従って動物実験及び動物飼養を行うものとする。
2. 実施者は、動物実験を行うにあたって、所定の様式により動物実験委員会に申請を行い、実験の許可を受けなければならない。
3. 実施者は、動物実験委員会の開催する講習会を受講しなければならない。講習会の有効期限は3年間とし、有効期間を超えて動物実験に従事する場合は、再度講習会を受講しなければならない。

### 第6 実験計画の立案

1. 実施者は、動物福祉の観点から、動物実験の範囲を教育・研究目的に必要な最小限度にとどめるため、適正な供試動物の選択、実験方法の検討を行うとともに、管理者と協力し、適正な動物実験に必要な飼育環境等の条件を確保しなければならない。
2. 実施者は、供試動物の選択にあたって、実験目的に適した動物種・系統の選定、実験の精度や再現性を左右する供試動物の数、遺伝学及び微生物学的品質、飼育条件等を考慮しなければならない。特に微生物学的品質に関しては、周辺動物への感染の拡大や人への感染を防止するため、管理

者の指示を守らなければならない。

3. 実施者は、動物実験を実施しようとするときには、動物実験計画書（別記様式第1号）を作成し、委員会に提出しなければならない。

## 第7 動物の検収と検疫

1. 実施者は、動物の飼養・実験環境への導入に際して、動物の発注条件との適合、異常、死亡の有無等を確認するものとする。また、実験に先立ち、一定の観察期間を置き、動物の健康状態を確認しなければならない。

2. 管理者は、導入実験動物の選定、検収、検疫について、実施者に助言等を与え、また、必要に応じてこれらの実務を行うものとする。

## 第8 実験動物の飼養保管

1. 実施者及び管理者は、協力し、適切な施設、設備の維持・管理に努め、給餌、給水、環境条件の保全等について、適切な飼養保管を行わなければならない。

2. 実施者及び管理者は、協力し、導入時から実験終了時にいたるすべての期間にわたって動物の状態を仔細に観察し、必要に応じて適切な処置を施さなければならない。

## 第9 実験操作

実施者は、目的に合致した的確な実験操作を行い、麻酔等の手段によって、動物に無用の苦痛を与えないように配慮しなければならない。このため、実施者は、必要な場合には、管理者あるいは動物実験委員会に指示、判断を求めるものとする。

## 第10 実験終了後の措置

実施者及び管理者は、実験を終了した実験動物について、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」に定めるところにより、適切な処置を行わなければならない。

## 第11 安全管理等に特に注意を払う必要のある実験

実施者及び管理者は、物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験において、人の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験成績の信頼性が損なわれたりすることのないよう十分に配慮しなければならない。なお、実験施設及びその周囲の汚染防止については、実験実施者は、それぞれの実験指針等に定められている事項を遵守するとともに、施設、設備の状況を踏まえつつ、特段の注意を払わなければならない。

## 第12 施設、設備及び組織の整備

動物実験を実施する部局等の長は、動物実験が適正かつ円滑に実施されるよう、管理、運営に必要な組織体制を整備し、さらに、教育・研究上の要請等に即応して必要な施設、設備の整備に努めなければならない。

### 第 13 指針の改廃

この指針の改廃については、委員会の議を経て、学長が決定する。

### 附 記

この指針は、平成 21 年 10 月 7 日より施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

### 注

- 1) 実験動物管理者（第 6 - 1）：動物実験実施者が実験動物管理者を兼ねる場合がある。
- 2) 動物の受ける苦痛に配慮する措置（第 9）：「動物実験における倫理の原則」に則って処置する。
- 3) 実験処理後の処置（第 10）：「動物実験における倫理の原則」に則って処置する。